本号で公布された法令のあらまし

◇国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二九号）（総務省）

1　国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額の算定方法の特例を平成二四年度まで延長することとした。（附則第二項関係）

2　平成二三年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付手続について特例を設けることとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇預金保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三〇号）（金融庁）

預金保険法の一部を改正する法律（平成二三年法律第四五号）の施行期日は第五八条の三の改正規定を除き平成二三年一〇月二九日とし、第五八条の三の改正規定の施行期日は平成二四年五月一九日とすることとした。

◇預金保険法施行令の一部を改正する政令（政令第三三一号）（金融庁）

1　困難債権整理回収協定の定めによる業務により生じた利益・損失の額

困難債権協定銀行の各事業年度において買い取った特定回収困難債権について、「回収益の合計額」から「回収損の合計額」を控除した残額を「困難債権整理回収協定の定める業務により生じた利益の額」と、「回収損の合計額」から「回収益の合計額」を控除した残額を「困難債権整理回収協定の定める業務により生じた損失の額」とすることとした。（附則第二条の一三、第二条の一五関係）

2　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　施行期日

この政令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年一〇月二九日）から施行することとした。

◇下水道法施行令の一部を改正する政令（政令第三三二号）（国土交通省）

1　計画放流水質の区分に応じて下水を処理する方法に、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法を追加することとした。（第五条の六関係）

2　特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれる一・一―ジクロロエチレンに係る排水基準を緩和することとした。（第九条の四関係）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、平成二三年一一月一日から施行することとした。

政　令

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百二十九号

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十八年度から平成二十二年度までの各年度分」を「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　平成二十三年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金については、改正後の国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（以下「新令」という。）附則第二項の規定により読み替えて適用される新令第六条第一項中「毎年度、当該年の八月三十一日までに」とあるのは「平成二十三年十一月十五日までに」と、新令第七条中「毎年度、当該年の十月三十一日までに」とあるのは「平成二十三年十一月三十日までに」とする。

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

預金保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百三十号

預金保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

預金保険法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十三年十月二十九日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二十四年五月十九日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男